

官製談合再発防止対策について

(答申)

令和3年3月

府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会

はじめに

府中市では、職員が、市発注工事の入札に関する秘密情報を市議会議員に教示し、教示を受けた市議会議員がその秘密情報を入札参加業者へ漏洩したことにより、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（官製談合防止法）に違反した容疑で逮捕、起訴され、有罪判決を受けるに至るといった事件が起きました。

本委員会は、この事件を受けて、官製談合防止策が講じられたより適正な契約制度の構築に向けて、市の契約制度の検証及び評価に関する事項について調査審議するために設置されたものです。

本委員会では、府中市長からの諮問を受けて、市の現行の契約制度を検証する中で見えた課題や改善すべき点について整理し、官製談合等の不正を防止するために必要な取組みについて検証を行い、その結果を答申としてとりまとめました。

府中市職員がその使命と責任を自覚し、このような不祥事を二度と起こさないよう、この答申を真摯に受け止めていただき、市民からの信頼回復に向けて、全力で不正行為の再発防止に取り組むことを望みます。

令和3年3月23日

府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会

委員長 川口 克巳

副委員長 猪股 弘貴

委員 花岡 武

目 次

現行の契約制度等の検証	3
1 公共工事の入札及び契約方法の検証	3
2 予定価格及び最低制限価格の検証	3
3 不正行為への対応の検証	4
4 「官製談合再発防止対策に係る行政課題及び取組方針（その1）」 に示された「3つの視点」の検証	5
5 その他	6
再発防止対策案の検証	7
1 入札方法の見直し	7
2 不正業者に対する厳罰化	11
3 入札及び契約の透明性の向上と適正化	12
4 「不正な働きかけ」への対応	13
再発防止に向けて～各委員の意見・評価	14
参考資料	16
府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会委員名簿	
府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会開催状況	
官製談合再発防止対策に係る行政課題及び取組方針（その1）	
府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会規則	

現行の契約制度等の検証

市では、官製談合防止法違反の容疑で職員が逮捕されたことを受けて、「府中市官製談合再発防止対策検討委員会」を設置し、事件に係る行政課題を抽出しました。その行政課題の一つを「官製談合防止対策に係る行政課題及び取組方針(その1)」として整理し、契約制度全般を対象に、官製談合防止対策が講じられた、より適正な契約制度を構築することとしました。

本委員会では、官製談合等の不正行為を防止し、より公平・公正な契約制度として改善するため、まず、現行の契約制度の問題点や課題について検証しました。

1 公共工事の入札及び契約方法の検証

市では、「条件付一般競争入札」、「指名競争入札」及び「随意契約」の契約方法を採用しており、工事の規模に合わせて、公平性、競争性、透明性が高くなるよう、それぞれの入札方法に係る要綱を定めて、設計金額に応じた入札方法を採用しています。多くの工事で採用する「指名競争入札」の実施に当たっては、入札参加者を募る「公募型指名競争入札」又は「工事希望型指名競争入札」を採用することで、公平性、競争性、透明性の確保を図った制度運用がなされています。

しかしながら、公平性、競争性、透明性が最も高い「条件付一般競争入札」については、その適用範囲を設計金額が7億円以上の工事としており、近隣他市と比べて最も高く、その実施は少ない状況にあります。

入札不調を減らし、市内業者による市議会議員等への「不正な働きかけ」を防ぐ対策として、より多くの業者が入札に参加できるよう、条件付一般競争入札の適用範囲を広げると考えます。

2 予定価格及び最低制限価格の検証

市では、発注する工事の品質を確保するため、適正な価格で契約するよう、多くの自治体と同様に、最新の公共工事設計労務単価に基づき定められた積算標準単価により算出した設計金額をもって、予定価格を定めるとともに、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」が定める算定方法により最低制限価格を算定しています。算定した予定価格等の公表時期は、入札

参加者に適切な積算をして入札してもらうため、入札後としています。

予定価格等を入札後に公表するため、その秘密情報の適切な管理に努めていますが、事務処理上で、入札を執行する職員のほか、設計担当者やその決裁権者などの職員が、これらの秘密情報を入札前に知り得ることは、やむを得ないことから、入札前に予定価格等を職員から聞き出そうとする「不正な働きかけ」が行われる恐れがあります。

また、国は、適切な積算をしない業者が落札することにより工事の品質確保への弊害が生じる恐れがあることを指摘し、発注機関に対し、予定価格等の公表時期を入札後とするなどの適切な対応を求めています。

しかしながら、予定価格等を職員から聞き出そうとする「不正な働きかけ」をなくすなどの観点から、予定価格等を入札前に公表する自治体も多い現状にあります。

入札に関する秘密情報を知り得る職員に対する「不正な働きかけ」をなくすためには、工事の品質を確保する中で、予定価格等の事前公表、入札価格の平均額により最低制限価格を算定する「変動型最低制限価格制度」や価格以外に能力を審査・評価して落札者を決定する「総合評価方式」等の対策を検討する必要があると考えます。

3 不正行為への対応の検証

市では、不正行為を行った不適切な業者に対しては、一定期間、指名から除外する指名停止措置や契約条項で契約違反として賠償を請求するなどの罰則を定めており、不正行為に一定の抑止力が働いています。

しかしながら、官製談合事件が発生したことに鑑みると、その効果が十分に発揮されているとはいい難く、不正行為に対する抑止力を高めるためには、指名停止期間等の見直しや違約金を定めるなどの罰則の強化が必要です。

また、市では、「談合情報対応の手引き」を作成し、業者間の受注調整などの談合情報があった場合に公正取引委員会へ報告や相談などの連携が適切に行えるよう、その手順を定めて対応していますが、「不正な働きかけ」があった場合などの官製談合への対応が整理できていません。

このほか、契約事務の透明性の確保や不正行為の防止を図るためには、中立・公正な立場で客観的に契約事務を審査する第三者機関を設置し、契約制度の運用状況を監視することも効果があるものと考えます。

4 「官製談合再発防止対策に係る行政課題及び取組方針（その１）」に示された「３つの視点」の検証

市が整理した「官製談合防止対策に係る行政課題及び取組方針（その１）」には、留意する「３つの視点」が示されていますので、それぞれの視点について検証しました。

(1) 入札不調が続く契約制度の検証

今回の事件に関与した職員は、最低制限価格等の秘密情報を漏洩した理由として、事業の遅れや職員の負担を憂慮し、入札の不調を回避したかったと証言しています。

市では、最新の積算基準単価や見積による市場価格を考慮した適切な積算を行ったにもかかわらず、工事請負契約が物品契約と比べて入札の不調が多い傾向にあることや、特定の工事で繰り返し不調となっているものがあることから、業者における技術者等の人材不足を理由とする入札辞退及び入札参加業者の減少や特定の工事における施工条件に対する業者の負担感等が不調の発生に影響しているものと考えています。

より多くの業者が入札に参加することで、入札不調が回避されることが期待できますので、条件付一般競争入札の適用範囲を広げるなどの対策について検討が必要と考えます。

(2) 工事等の発注方法（市内業者優先・工事の細分化等）の検証

市では、地域経済の振興や市内中小建設業者の安定した経営のために、市内業者から優先的に発注する方針を掲げ、毎年、発注件数で９割程度の工事を市内業者のみを対象として入札を行っています。

市内業者については、災害発生時の迅速な復旧作業や公共施設の適切な維持管理における地域の担い手として、重要な役割を担っています。

市内業者から優先的に発注する市の方針については、政策面で一定の理解はできますが、一方では、談合や業者と市議会議員や市職員との癒着などが起きる要因となることが考えられます。

このことを踏まえると、現在よりも多くの工事で、市外の業者も参加できるよう、条件付一般競争入札の適用範囲を広げる検討が必要です。

なお、分離・分割発注については、それぞれメリット・デメリットを考慮した上で、中小専門業者の受注機会の確保や育成を図り、適正な規模での発注がなされています。

(3) 適切な事業スケジュール及び契約スケジュールの検証

建設業法施行令には、建設工事の見積りに必要となる期間が定められており、市では、この見積期間を確保した入札手続を行っています。

このため、入札が不調となると、改めて必要な見積期間を確保して、再度の入札等を行うため、契約締結までには相当の期間を要することとなり、事業の進行に大きな影響を与えることとなります。

条件付一般競争入札の適用範囲を広げることで、受注意欲のある業者が多く参加し、そのことが入札不調の減少につながり、ひいては事業スケジュールが予定どおりに進行することが考えられます。

5 その他

今回の2件の工事に係る入札情報の漏洩は、それぞれ別の市議会議員が関与しており、職員が議員の求めに応じて行ったとのこと。

このことから、職員と議員との関わり方について、お互いに見直すことを検討する必要があります。

市議会においては、市議会議員としての再発防止対策について検討を進めているとのことですので、十分に議論していただくことを望みます。

再発防止対策案の検証

現行の契約制度を検証した結果から、市が、次の4つの観点に整理して、官製談合等の不正行為の再発を防止するために必要となる対策案を整理しましたので、本委員会では、その対策案について検証しました。

1 入札方法の見直し

(1) より公正な入札の実施

条件付一般競争入札の対象を広げる検討をすること

市は、談合等不正行為の防止や入札不調の減少には、入札の公平性、公正性、競争性及び透明性の向上を図り、より多くの業者が参加できる入札方法を採用する必要があると考えています。

市が定める条件付一般競争入札の適用範囲は、設計金額が7億円以上の工事を対象としています。市は、この適用範囲を拡大し、より多くの工事で条件付一般競争入札を行うことを検討しています。具体的な適用範囲としては、事務負担に考慮し、より効果が得られるよう、議会の議決を要する設計金額1億5千万円以上の工事まで、又は事件の対象となった設計金額5千万円以上の「公募型指名競争入札」で行っている案件まで、さらには、設計金額500万円以上の「工事希望型指名競争入札」で行っている案件までとするなどの様々な案があります。

また、条件付一般競争入札の適用範囲の拡大に当たって、地元の中小建設業者の受注機会の確保のため、入札に参加できる者の条件を、金額に応じて事業所の所在地などで発注する工事の規模に合わせて、段階的に定めることを検討しております。

本委員会としては、地方自治法が一般競争入札を原則的な契約締結方法として規定しており、また、不正行為の防止や入札不調の減少に効果が期待できることから、できる限り多くの工事で条件付一般競争入札を行う必要があると考えます。

また、地方自治法施行令において、特に必要があると認められるときに、入札に参加する者の事業所の所在地等の資格を定めることができるとしていることや、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する

法律等において、地域の中小建設業者の受注機会の確保を図ることが定められていることから、工事の規模などに応じて、地域の中小建設業者が参加しやすい条件を定めることについては、相応の合理性があると考えます。一般競争入札を実施するに当たり、このような条件を定める場合は、公正性や透明性を図るため、その条件が基準により適切に設けられたものであることが明らかにされるよう、あらかじめ基準を公表する必要があります。

なお、条件付一般競争入札の適用範囲の拡大に伴う事務負担については、次の(2)「最低制限価格等を不正に入手しようとする働きかけへの対応」として検討する対策を併せて実施することで、さらに増えることが考えられるため、現実的に実施が可能な範囲で、できる限りより多くの工事で一般競争入札が実施できるよう検討することが必要です。

(2) 最低制限価格等を不正に入手しようとする働きかけへの対応

**予定価格等を不正に入手しようとする働きかけを
防止する入札方法を検討すること**

国や自治体が工事の設計金額の積算に用いる積算標準単価や積算方法は公表されており、また、最低制限価格の算出方法も、本市をはじめとする多くの自治体等で公表しており、積算システムの導入等により、積算能力が高い業者であれば、予定価格や最低制限価格を高い精度で算出することが可能な状況にあります。しかしながら、入札に係るこれらの秘密情報を不正に入手しようとする働きかけによる官製談合事件は、他の自治体等でも発生しています。

市では、予定価格等を不正に入手しようとする働きかけを防止するため、その入札方法として、次の3つの対策案から最適な方法を採用したいと考えています。

暫定的な予定価格の事前公表

予定価格を不正に入手しようとする働きかけをなくし、入札の公正性を確保するため、予定価格を入札前に公表する自治体があります。

その結果、適切な積算を行わない不適格な業者が、予定価格や最低制限価格と同額又は近似する価格で落札するなどの問題が生じており、国では、適正価格での発注による工事の品質確保のため、事前公表の見直しについて、指導を強化しています。

一方では、同様の事件が発生した自治体で、予定価格等を不正に入手しようとする働きかけをなくす有効な手段として、暫定的に予定価格を事前公表とする例がみられます。

また、予定価格を事前に公表してきた近隣市では、現在もその取扱いを続けているようです。

これらの状況を踏まえて、市では、官製談合の再発を防止する取組の一つの案として、「不正な働きかけ」をなくす効果を期待し、暫定的に予定価格を事前公表することを検討しています。

本委員会の判断としては、今回の事件の経緯と官製談合再発防止の観点に立って考えると、職員への不正な働きかけを防止する対策として最も効果があるとする意見もあることなどから、予定価格の事前公表を暫定的に運用することが良いと考えます。懸念される不適格な業者が受注するなどの弊害については、近隣市の状況を見る限りでは、必ずしも、国が指摘する状況にあるとは窺われず、契約後の履行の点検や確認、その他の対策として技術力を評価して落札者を決定する総合評価方式を採用することなどで、工事の品質確保ができるとも考えられます。また、弊害が生じることが懸念されるのであれば、暫定的な取扱いとして、適宜、入札結果を検証することで、必要に応じて、公表時期を見直すことで良いと考えます。

なお、本委員会では、予定価格を事前公表することの効果や弊害について、慎重に議論を進めました。委員の意見が分かれ、議論を重ねても、全員の意見が一致しなかったため、多数決によりこの判断を決めました。

しかし、予定価格の事前公表は、価格ありきで受注する不適格な業者による工事の品質低下、手抜き工事という弊害も当然考えられます。本来、適正な利益を乗せて、適正な積算をして入札することが望ましい姿です。予定価格の事前公表を行うに当たっては、健全な中小建設業者の育成の観点から、実施の要否を十分に検討するとともに、実施後の検証をしっかりと行っていただきたいと思えます。

変動型最低制限価格の導入

最低制限価格を算定するに当たり、通常の算定方法により算出した金額にランダムのコэффициентを乗じて算定する方法や、有効な入札価格の平均値から算定する方法を採用する「変動型最低制限価格」を導入している自治体があります。

この方法では、最低制限価格が入札に参加した者の入札価格等で偶発的に決まることから、工事の設計や入札に係わる職員も、事前には最低制限価格を知ることができなくなり、「不正な働きかけ」をなくすることができます。

しかしながら、最低制限価格が、適切な積算をしない不適格な業者の入札価格等に左右されることが考えられ、積算能力の高い業者が企業努力により入札したにもかかわらず、落札できなくなる恐れがあります。このほかにも、入札参加者の示し合わせによる落札価格の高止まりや、過度な競争に伴うダンピングなどが生じる恐れも考えられますので、他の対策を検討することが良いと考えます。

総合評価方式（市町村簡易型）の導入

市では、入札価格だけではなく、技術力等の評価を入札価格と併せて評点した評価値の順位により決定する総合評価方式（市町村簡易型）を平成23年度から試行的に導入していますが、事務負担などの理由もあり、近年では実施していません。

しかしながら、価格のみで落札者を決定するものではないことから、市は、「不正な働きかけ」を防止するとともに、工事の品質確保においても、有効な対策であると捉え、その実施を検討しています。

また、市では、地域の中小建設業者の受注機会を確保するために「市内業者からの優先的な発注」の方針を掲げており、条件付一般競争入札の対象を拡大することで市外業者の参加が増えた場合でも、総合評価方式の評価項目に地域への貢献に関する項目を設けることなどで、市内業者の優位性を確保することを検討しています。

本委員会としても、総合評価方式は、価格のみによらない入札方法として、予定価格等を不正に入手しようとする働きかけの防止に有効な対策と考えますが、実施に当たっては、新たな不正が行われないよ

う、行政側の裁量などの恣意性が働かない合理的な評価基準を明確に定めること、及び評価の結果を公表することなどで、その透明性を図り、市民への説明責任を果たすことが必要であると考えます。

2 不正業者に対する厳罰化

不正行為に対する厳罰化を検討すること

市では、不正行為に対する抑止力を強化するため、不正行為に対する罰則を厳しくすることを検討しています。

不正行為に対する罰則としては、一定期間入札に参加できないようにする指名停止措置や契約条項に賠償金を定めていますが、不正行為への抑止力がより働くよう、他の自治体を参考に、次のような罰則の見直しが必要であると考えます。

(1) 指名停止措置基準の厳罰化

市の指名停止措置基準には、今回の事件に関わった業者の違法行為である公契約関係競売等妨害（入札妨害）に対する明確な適用事項がありませんでした。このため、当該業者に対しては、適用事項にある「その他の違法行為」を適用して、9か月間の指名停止措置を行っています（贈賄を行った業者については、2年間の指名停止措置を行っています。）

市は、今回の事件のような不正を二度とさせないようにするため、入札妨害に対する適用事項を設けるとともに不正行為に対する指名停止措置期間について、他の自治体を参考にして、最長36か月間にするなどの見直しを検討しています。

本委員会としても、入札妨害などの不正行為を行った業者に対しては、他の自治体と同等の厳罰化を図る必要があると考えます。

また、今回の事件では、受注した業者と過去に下請けとして関わりがあった業者が共謀して不正行為を行っていました。市の指名停止措置が元請として市発注工事に参加することを制限するのみであることから、指名停止措置を受けた業者が下請業者として市の工事に係わる恐れがあることに鑑み、市は、指名停止措置期間中に、市発注工事の下請負として関わることを制限するための規定を設けることも検討しており、本

委員会としましても、この検討を進める必要があると考えます。

(2) 違約金の設定・厳罰化

市の契約条項には、談合等の不正行為があった場合に、賠償の予定として契約金額の10分の1を請求することとしています。

市では、今回の事件を受けて、不正行為への抑止力を強化し、より重い違約金を定めている自治体を参考に厳罰化を図ることとし、その違約金を契約金額の20%程度とするなど、契約条項の見直しを検討しています。

本委員会としましても、不正行為を防止するためにも、他の自治体にならい、最大限の厳罰化を図ることは必要なことと考えます。

3 入札及び契約の透明性の向上と適正化

入札等を監視する第三者機関の設置を検討すること

国は、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図るため、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針を定めています。この指針では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するためには、第三者の監視を受けることが有効であるとし、競争参加資格の設定・確認、指名及び落札者決定の経緯等について、審査及び意見具申等ができる入札監視委員会等の第三者機関の活用を講ずることを示しています。

市では、今回の事件を受けて、国が示すこの第三者機関を設置し、第三者に入札を監視してもらうこと、また、入札及び契約事務で不適切な点や改善すべき点について意見具申を得て、恒常的に不正行為の防止を図ることを検討しています。

常に第三者が入札を監視することで、不正行為を働こうとする者への抑止効果が期待できると考えます。

また、この第三者機関を活用し、これから実施するこのほかの再発防止対策の取組成果の検証や、工事請負契約以外の委託請負契約や物品購入契約などの契約制度全般についても検証を行うことで、恒常的な契約制度の改善に取組み、より良い契約制度を目指すことが必要であると考えます。

なお、この第三者機関の委員となる方には、その役割として、市の契約制度における不正等を見抜くこともできる専門的な知識や経験が必要となりますが、市民の目で評価してもらうことも有効であるものと考えます。

不正行為の防止や契約制度の改善が図られる、実効性のある機関とすることを望みます。

4 「不正な働きかけ」への対応

「不正な働きかけ」への対応手順を定めること

市では、談合情報を得た場合等において、不正行為を疑うに足りる事実があるときにおける連絡・報告、公正取引委員会への通知の手順等について、「談合情報対応の手引き」を定めています。この「手引き」を見直し、不正に予定価格を探ることや特定の業者を指名することを求めるなどの入札情報等に係る第三者からの「働きかけ」等の行為があった場合の対応の手順を定めて、不正行為の防止を図ることを検討しています。

取扱いを定めるに当たっては、職員の対応手順だけでなく、指名業者審査委員会や新たに設置する第三者機関を活用することや、警察や公正取引委員会と積極的に連携を図る手順を定め、組織として対応することで、より効果的に不正行為の防止を図る必要があります。

また、この対応手順を公表することで、不正を行おうとする者が、談合などの情報を得た者からの情報提供がなされることを恐れ、思いとどまることも期待できます。

最後に、市が組織として、「不正な働きかけ」に毅然と対応し、不正行為がなくなることを望みます。

再発防止に向けて～ 各委員の意見・評価

川口委員長

令和2年6月2日、府中市職員が官製談合防止法違反により逮捕されたとのニュースは、大きな衝撃で、にわかに信じられませんでした。

ただ、その後の府中市の対応は、当日中の市長の記者会見、副市長を委員長とする庁内の「府中市官製談合再発防止対策検討委員会」の設置、その委員会において、8月31日、行政課題を抽出、その行政課題のうち「契約(入札)制度の検証」の先行実施の方針の決定、9月9日、市の契約制度改革案につき、第三者の目で検討する機関の設置を決定、11月4日、その第三者機関である当「府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会」の発足、11月9日、その第1回会合の開催という、迅速で手際の良い、順調な経過でした。

本委員会の委員全員、府中市において、今後二度と「官製談合」はもとより、入札参加事業者による文字通りの「談合」も許さないという強い意気込みで一致し、熱意あふれる事務局の皆様の検討結果を踏まえ、誠意をもって改革案の作成に当たりました。

このたびの改革の「肝」は、事業者間の文字通りの「談合」の余地を封ずる一方、入札不調防止のため予定価格等を漏洩せざるを得なかったなどの弁解を許さないよう、制度自体が入札不調防止の観点を含んでいる点にあります。

本委員会が答申する改革案は、現時点での最善の策と自負してはおりますが、「案」は「案」であり、言わば設計図に過ぎません。

この案に魂を入れるには、すべての関係者の意識改革と、事務量の増大という課題の克服が必要です。

関係各位の皆様方の今後さらなるご努力が実を結び、大きな成果を上げられることを願ってやみません。

猪股副委員長

今回、本委員会に加えさせていただき、そこで発言し、意見を述べることに
ついて、留意していたことがあります。このことをここで一言述べさせて
いただきたいと思います。それは、行政契約（公契約）も行政作用の一形態
であり、行政法の一般原則、すなわち平等原則、効率性の原則、透明性の原
則、アカウンタビリティの原則が重視されなければならないということ
です。この答申の中でも、公正性と透明性ということが各所にうたわれてお
ります。私が本委員会に参加する意味は、これらの原則の浸透を図ること
にあると自覚し、常にこのことを念頭におきながら発言してまいりました。

また、これらの原則に忠実であれば、官製談合を必ずや防止できると信
じております。あとは是非、この答申にもりこまれたことを現実の行政の中
に生かし、具体化して欲しいものです。これによって、府中市においては官
製談合、さらには談合そのものがなくなることを確信しております。

花岡委員

私は「条件付き一般入札の適用範囲の拡大」と「総合評価方式による落札
者の決定」の2本柱により、かなりの再発防止対策になると考えている。そ
れに不正業者に対する厳罰化、入札監視委員会の設置などを合わせておこな
うことで、より効果が期待できる。

「予定価格の事前公表」は多摩地域26市のうち7割位が採用しているよ
うだが、これについては慎重にならざるを得ない。確かに事前公表すれば、
予定価格や最低制限価格を聞き出す行為はなくなるが、「まず価格ありき」
で適正な価格の算定もせず受注する業者がでてくれば、それが手抜き工
事を誘発することになりかねない。やはり業者自らが適正な見積もりを
行い、それに基づいて選定が行われ、適正な工事品質を確保するという
仕組みが望ましく、それが中小企業が育つ土壌になると考える。また、
業者間の談合や落札価格の高止まり、競争性の低下などの心配もある
ことを考えると、「予定価格の事前公表」は最後の手段としておきたい
ところである。

今回事件が起こってしまったことは残念であったが、いくつかの場
で対策検討がなされたことと思う。これを機に府中市の入札制度がより
良いものとなり、中小企業の成長繁栄をもたらし、更に府中市の
発展に結びついていくことを願っている。

参 考 資 料

府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会委員名簿

	氏 名	所 属 等	備考
1	猪股 弘貴	明治大学専任教授	副委員長
2	川口 克巳	第一東京弁護士会	委員長
3	花岡 武	東京税理士会武蔵府中支部	

(五十音順、敬称略)

任期 令和2年11月4日から令和3年3月31日まで

府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会開催状況

令和2年11月9日 第1回委員会

- ・ 現行の契約制度の検証について

令和2年12月9日 第2回委員会

- ・ 現行の契約制度の検証結果について
- ・ 官製談合再発防止に向けた取組の検証について

令和3年1月22日 第3回委員会

- ・ 検証結果(案)について

官製談合再発防止対策に係る行政課題及び取組方針（その１）

行政課題	取組方針	
官製談合防止策が講じられたより適正な契約制度の構築	1	<ul style="list-style-type: none"> ・特に次の３つの視点に留意し、契約制度全般を対象に、官製談合防止策が講じられた、より適正な契約制度を構築する。 （１）入札不調が続く状況を踏まえた契約制度の検証 （２）工事等の発注方法（市内業者優先、工事の細分化等）の検証 （３）適切な事業スケジュール及び契約スケジュールの検証
	2	<ul style="list-style-type: none"> ・透明性と客観性を確保するため、第三者機関を設置する。
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内を目途に取組成果をまとめ、市長へ報告する。
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の進捗状況については、官製談合再発防止対策検討委員会へ適宜報告するとともに、市民等へ適宜公表する。

府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 27 年 3 月府中市条例第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、府中市官製談合再発防止対策契約制度検証等委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、入札談合等関与行為（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 5 項に規定する入札談合等関与行為をいう。）の再発の防止に向けた市の契約制度の検証及び評価に関する事項について調査審議する。

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員 3 人をもって組織する。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を組織する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。